

2010年分所得税の主な改正事項

税理士 黒岩 哲夫

I. 事業所得等関係

1. 減価償却

中小企業者の少額減価償却資産の取得価額の必要経費算入の特例

少額減価償却資産(取得価額30万円未満)の取得価額相当額(一定の制限有り)をその業務の用に供した年分の必要経費に算入することが出来る特例は、適用期限が2012年12月31日まで2年延長された。

2. 棚卸資産の評価

棚卸資産の評価について、所要の経過措置が講じられた上、選定できる評価の方法から後入先出法及び単純平均法が除外された。(2009年度の改正事項)

II. 譲渡所得

1. 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例

その年1月1日において所有期間が10年を超えるなど一定の要件を満たす居住用財産の買換え及び交換を行った場合について、譲渡資産の譲渡に係る対価の額が2億円以下であることの要件が追加され、適用期限が2011年12月31日まで2年延長された。

なお、この改正は2010年1月1日以後に行う譲渡資産の譲渡について適用される。

2. 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算および繰越控除並びに特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除制度

その年1月1日において所有期間が5年を超えるなど一定の要件を満たす居住用財産および特定居住用財産の譲渡損失の金額について、一定の要件の下損益通算が認められ、通算後譲渡損失の金額を有する場合には、一定の方法により繰越控除が認められる制度で本特例の適用期限が2011年12月31日まで2年延長された。

III. その他の改正事項

1. 寄付金控除の改正

現行の寄付金控除は、特定寄付金の額と総所得金額の40%のいずれか低い方の金額から適用下限額5,000円を控除した額が寄付金控除の対象となるが、この適用下限額5,000円が2,000円に引き下げられた。

2. 政党等寄附金特別控除の改正

2014年12月31日までに支出した寄附金に係る政党等寄附金特別控除について、税額控除の計算対象となる政党等に対する寄附金の適用下限額5,000円が2,000円に引き下げられた。

3. 先物取引に係る雑所得の課税の特例等の改正

先物取引に係る雑所得等の課税の特例等の対象

に、居住者が金融商品取引所で取引されるカバードワラントを譲渡した場合における譲渡所得等並びにカバードワラントに表示される権利の行使および放棄をした場合における雑所得等が加えられた。

上記の改正は、2010年1月1日以後に行われる上場カバードワラントの差益等決済について適用されます。(2009年度の改正事項)

IV. 2010年度の改正事項のうち、2011年分の所得税から適用される主なもの

- 1. 扶養控除の見直し
2. 給与所得者等が住宅資金の貸付け等を受けた場合の課税の特例など

確定申告 個別相談会のご案内

期間 2月26日(土)~3月12日(土)

時間帯 ご相談者ごとに2時間 事前予約制です
①10時~ ②13時~ ③15時~

ご予約はお電話で協会(06-6568-7731)まで

※医業以外の所得(不動産、譲渡等)がある場合は、必ずお申し出ください。

会場 保険医会館3階会議室

担当 協会顧問税理士団

会費 基本2万円

※医業以外の所得や複数人数分のご相談には別途費用が生じます。

※持参していただく資料については電話予約時にお伝えします。

<確定申告書B 記入例>

確定申告書B 平成22年分の所得税の確定申告書B. 第一表 (平成二十二年分以降用). 住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33. 氏名: 保険医太郎. 収入金額等: 4,560,788.0. 所得金額: 1,430,281.6. 所得から差し引かれる金額: 4,306,320.

確定申告書B 平成22年分の所得税の確定申告書B. 第一表 (平成二十二年分以降用). 住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33. 氏名: 保険医太郎. 所得から差し引かれる金額に関する事項: 社会保険料 574,800. 国民年金 506,520. 所得の内訳 (源泉徴収税額): 事業 19,641,484. 給与 564,850. 雑 55,555. 所得から差し引かれる金額: 1,769,292. 所得金額: 4,800,000. 所得から差し引かれる金額: 4,800,000. 雑所得: 11,182,276.

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入